

(登録免許税法の一部改正)  
 第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十六号)第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物(以下「校舎等」という。)の所有権(賃借権を含む。以下同じ。)(の取得登記(権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。)) 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利(土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。)(の取得登記 三 自己の設置運営する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項(保育所)に規定する保育所(以下「保育所」という。)(若しくは同法第六条の三第九項(定義)に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一同上	同上	一同上 二 同上 三 自己の設置運営する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項(保育所)に規定する保育所(以下「保育所」という。)(の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。

<p>五の二 公 益社団法 人及び公 益財団法 人</p>	<p>一の二 五 省 略</p>			<p>十二項に規定する事業所内 保育事業（以下「家庭的保 育事業等」という。）の用 に供する建物の所有権の取 得登記又は当該建物の敷地 その他の直接に保育の用に 供する土地の権利の取得登 記</p> <p>四 自己の設置運営する認定 こども園（就学前の子ども に関する教育、保育等の総 合的な提供の推進に関する 法律（平成十八年法律第七 十七号）第二条第六項（定 義）に規定する認定こども 園をいう。以下同じ。）の 用に供する建物の所有権の 取得登記又は当該建物の敷 地その他の直接に保育若し くは教育の用に供する土地 の権利の取得登記</p>	<p>一般社団 法人及び 一般財団 法人に関 する法律 及び公益 社団法人 及び公益 財団法人</p>	<p>一 自己の設置運営する学校 （学校教育法（昭和二十二 年法律第二十六号）第一条 （学校の範囲）に規定する 学校又は同法第二百二十四条 （専修学校）に規定する専 修学校若しくは同法第三百三 十四条第一項（各種学校） に規定する各種学校をいう</p>	<p>第三欄の第 一号から第 三号までの いずれかの 登記に該当 するもので あることを 証する財務 省令で定め</p>
---	------------------------------	--	--	--	---	--	--

<p>五の二 上</p>	<p>一の二 五</p>		<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>第三欄の第 一号又は第 二号の登記 に該当する ものである ことを証す る財務省令 で定める書 類の添付が</p>
------------------	------------------	--	-----------	-----------	-----------	-----------	--

十 社会福祉法人	六〇九の二	
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)	省略	の認定等に関する法律
一 社会福祉法第二条第一項(定義)に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記(第三号に掲げる登記を除く。)		〇の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 三 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記
第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。		〇の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 三 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

十 同上	六〇九の二	
同上	同上	
一 社会福祉法第二条第一項(定義)に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記		二 自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記
第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。		あるものに限る。

十二 宗教法人	十一 省略	
宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）		
<p>一 専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記</p> <p>二 自己の設置運営する学校</p>		<p>に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>四 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p>
第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定め		付があるものに限る。

十二 同上	十一 同上	
同上		
二 同上		
第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定め		限る。

二十一 日本私立 学校振興 ・共済事 業団法 （平成九 年法律第 四十八号）	十三 ～ 二十 省 略			<p>（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>四 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p>
日本私立 学校振興 ・共済事 業団法 （平成九 年法律第 四十八号）		<p>（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>四 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p>		
一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する学校（学校法人又は私立学校法第十八号）		<p>第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを</p>		

二十一 上	十三 ～ 二十 同 上			<p>三 自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p>
同上		<p>三 自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p>		
一 同上 二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する学校（学校法人又は私立学校法第十八号）		<p>第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを</p>		

二十二〜二十四 省 略		
	<p>六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校並びに学校法人が設置運営する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）の校舎等の所有権又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利を目的とする抵当権の設定の登記</p> <p>三 日本私立学校振興・共済事業団法第二十三条第一項第八号（業務）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。</p>

二十二〜二十四 同 上		
	<p>三 同上</p>	<p>六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）の校舎等の所有権又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利を目的とする抵当権の設定の登記</p>